

## 処分基準整理票

処分の内容	公共下水道管理者以外の者の行う工事の承認の取消し等		
根拠法令及び条項	下水道法第16条 下水道法施行令第10条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	<b>【内容】</b> 公共下水道管理者以外の者の行う工事の承認(下水道法第16条)に基づく申請の『審査基準』(別紙のとおり)を満たさない場合、又は、公共下水道管理者(那覇市下水道課)との協議内容と著しく異なる計画・施工を行った場合、当該申請を取り消す、又はその工作物の利用を制限する。		
処分基準 設定年月日	平成27年 2月 1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 下水道課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

「公共下水道管理者以外の者の行う工事の承認（下水道法16条）」に伴う  
『審査基準』について

当該申請に伴い、完了時には那覇市下水道課に移管することになるため、公共下水道としての基準を確保する必要があり、内容を下記に記します。

また、開発行為に伴う申請・施工の場合は、流量等(雨水・汚水共通)の確認に注意を払う必要があり、公共下水道管理者（那覇市下水道課）と確認調整を行うようにして下さい。

記

1. 施設計画（汚水・雨水）は、本市の整備計画および既設流出先の現況を十分把握した上でを行い、将来とも支障のない計画とすること。
2. 施工区域内の汚水と雨水を分離して排除する構造とすること。（分流式）
3. 汚水等の暗渠については下水道用硬質塩化ビニル管、雨水等の開渠についてはコンクリート製を基本とすること。
4. 最少断面について、汚水本管はφ200mm、雨水は□300mm×300mm とする。  
また、設計流速について、汚水は0.6[m/sec]～3.0[m/sec]の範囲、雨水は0.8[m/sec]～3.0[m/sec]の範囲に収まっていること。
5. 人孔(柵)蓋については浮上防止型の那覇市仕様(魚模様)とすること。（耐荷重および、蓋の開閉方向に注意。）
5. 公共汚水柵について、塩ビ製小口径柵とし、深さは80cmを基本とする。
6. 汚水取付管について、下水道用硬質塩化ビニル管（φ150mm）を原則とし、勾配は10%以上とすること。設置は本管の中心線から上方に取り付け、本管に対して直角、且つ直線的に布設すること。支管部はメカニカル固定式可とう性支管を基本とする。
7. その他、次の条例・文献に基づく。
  - 「那覇市下水道条例」
  - 「那覇市下水道条例施行規定」
  - 「那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例」
  - 「那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例施行規定」
  - 「下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会）」
  - 「那覇市下水道設計標準図（那覇市上下水道局下水道課）」